

輸出関係金利の引上げ等に関する政策委員会議長談

(昭和46年6月29日)

今般、日本銀行は別紙のとおり輸出関係金利を引き上げるとともに、輸出金融制度を一部改正することを決定し、8月10日から実施することとした。今回の措置は最近におけるわが国の国際収支の状況にかんがみ、輸出金融に対するこれまでの優遇を改める趣旨に基づくものである。

以上

(別 紙)

輸出関係金利の変更および輸出前貸手形制度の改正について

1. 輸出関係の基準割引歩合および貸付利子歩合

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 期限付輸出手形割引歩合 | 年5.5%
(0.5%引上げ) |
| (2) 輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 | 年5.5%
(据置) |

- (注) 1. 後記3.の制度改正に伴い輸出前貸手形の割引歩合および貸付利子歩合を、貸付利子歩合一本に統合する。
2. 商業手形割引歩合ならびに国債または特に指定する債券を担保とする貸付利子歩合、その他のものを担保とする貸付利子歩合はいずれも据置。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 2. 外国為替資金貸付の貸付利子歩合 | 年5.5%
(0.5%引上げ) |
|--------------------|--------------------|

3. 輸出前貸手形制度の改正

従来一定の要件を備える輸出前貸手形は本行の割引適格手形として取り扱うこととしてきたが、本行における輸出前貸手形の取扱いはすべて手形貸付適格担保とすることに改める。